

子ども・子育て支援新制度の概要について

1. 子ども・子育て支援新制度とは

- 平成 24 年8月に成立した「子ども・子育て支援関連3法」に基づく制度
- 幼児期の教育・保育、子育て支援の質・量を充実させることを目的とする
- 子育て当事者の意見を反映させた「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するなど、より地域の実情に沿った子育て支援施策の展開を目指す

2. 今後取り組むべき課題

- 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・待機児童の解消
 - ・地域の保育の支援
 - ・教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援を充実

3. 制度の創設

- 認定こども園制度の改善
 - ・新たな幼保連携型認定こども園の創設
 - ・認可・指導権限を一本化し、認可権限を大都市に移譲
- 子どものための教育・保育給付の共通化
 - ・施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）の創設
 - ・地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実
 - ・妊婦や乳児に関する事業
 - ・多様な保育サービスの充実に関する事業
 - ・地域での子育て支援に関する事業
 など 13 事業を法定化

4. 子ども・子育て支援事業計画とは

- 子ども・子育て家庭の実態に応じた事業を計画的に推進するため、5年を1期として、地方自治体に策定が義務付けられたもの
- 計画を定める際は、子どもと保護者の置かれている環境や意向等を勘案するよう努めることが法定（ニーズ調査の実施）
- 計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ審議会その他合議制の機関を設置している場合はその意見を聞かなければならない

<子ども・子育て支援事業計画の主な内容>

- 幼児期の教育・保育、地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定める
- 産休・育休後の保育施設等の円滑な利用の確保
- ワークライフバランスに係る施設との連携、等
 - ★事業部会検討事項

5. 子ども・子育て会議とは

- 子ども・子育て支援の事業・給付を、子ども・子育て当事者やニーズに合ったものとするため、子どもの保護者や事業主代表、子ども・子育て支援事業に関わる者等の意見を反映させるために設置（国は必置、地方自治体は努力義務）
- 市町村における子ども・子育て会議では、市町村子ども子育て支援事業計画の策定に意見を述べるだけでなく、支援施策の実態状況について評価等を行う役割を担う

<子ども・子育て会議の役割>

以下の事項について意見を述べること

- 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更
 - ★事業部会検討事項

- 教育・保育施設を給付対象として確認する際の利用定員の設定
- 地域型保育事業を給付対象として確認する際の利用定員の設定
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項、及び当該施策の実施状況
 - ★基準検討部会

6. 子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）

